

森林のたより

Karst
correspondence
**2009
vol.20**



第12回 総代会開催!!



総代会開催!!

第12回



平成20年度 貸借対照表(平成21年5月31日現在)

(単位:円)

▼資産の部▼		▼負債の部▼	
流動資産合計	278,389,041	流動負債合計	27,066,358
固定資産		固定負債合計	44,341,286
有形固定資産計	40,418,387	負債合計	71,407,644
無形固定資産計	1,504,427		
外部出資計	66,778,000		
その他の固定資産計	339,502		
固定資産合計	109,040,316		
繰延資産合計	0		
資産合計	387,429,357		
▼純資産の部▼		158,689,000	
出資金合計		157,332,713	
剰余金合計		純資産合計	316,021,713
負債および純資産合計	387,429,357		

損益計算書(平成20年6月1日～平成21年5月31日)

(単位:円)

科 目	計	指導	販売	加工	森林整備
I 事業総損益					
1.収 益	428,809,265	0	6,979,110	7,904,733	413,925,422
2.費 用	257,655,878	2,939,986	5,589,835	5,607,787	243,518,270
事業総利益	171,153,387	-2,939,986	1,389,275	2,296,946	170,407,152
II 事業管理費					
1.人 件 費	130,545,394	3,040,527	833,667	1,534,740	125,136,460
2.旅費・交通費	901,140	12,616	4,656	19,239	864,629
3.事 務 費	2,747,769	38,469	14,196	58,664	2,636,440
4.業 務 費	1,837,092	25,719	9,491	39,222	1,762,660
5.諸税負担金	12,312,638	19,070	64,329	266,852	11,962,387
6.施 設 費	16,934,333	206,030	76,029	314,193	16,338,081
7.雜 費	668,107	9,353	3,452	14,264	641,038
事業管理費計	165,946,473	3,351,784	1,005,820	2,247,174	159,341,695
事 業 利 益	5,206,914	-6,291,770	383,455	49,772	11,065,457

III 事業外損益	
1.事業外収益	2,887,747
2.事業外費用	976,310
事業外損益	1,911,437
経常利益	7,118,351

平成20年度 剰余金処分案

(単位:円)

摘要	内訳	小計	合計
I 当期末処分剰余金			11,398,192
II 任意積立金取崩額			12,000,000
III 剰余金処分額	当期剰余金の5分の1以上	2,100,000	17,681,000
1.法定準備金		3,000,000	
2.任意積立金		(506,000)	
(うち目的積立金)		12,581,000	
3.やまぐち森林たい手財団出捐金消却			
IV 次期繰越剰余金			5,717,192

*前期繰越剰余金のうち教育情報資金は、1,000,000円であった。

1. 次期繰越剰余金中、教育情報資金は、1,000,000円である。
2. 任意積立金のうち目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりである。

第12回通常総代会は平成21年8月20日(木)・午後1時30分より、サンワーク美祢(美祢勤労者総合福祉センター)で開催されました。

出席者数は、総代定数200名・現総代数198名に対し、本人出席127名、書面出席20名、合計147名で、出席率は74%でした。

議長には宇部地区総代の金重敬之氏を満場一致で選任。

第1号議案から第9号議案、付帯決議まで挙手多数で可決・承認され、午後3時12分には議案の審議を終えました。

最近の景気動向は、米国に端を発した金融危機による経済不況は全国に広がり、自動車や家庭用電気器具など輸出産業に支えられてきた我が国の産業構造は脆さを露呈し、消費の大幅な低迷から減産を余儀なくされ、社員の雇用打ち切りから多くの失業者が発生するなど、百年に一度の世界的な経済不況にあると報じられています。木材産業におきましても、先行き不透明感から木造住宅の新設着工戸数が大きく減少するなどにより、国産の木材需要量が減少するとともに木材価格が低調に推移していくことは困難な状況の下にあります。

しかししながら、国においては、森林の有している経済的機能と合わせ公益的諸機能の維持・向上を図るために、特に、地球温暖化の要因とされている温室効果ガスの削減目標6%の達成に向けて、平成20年から平成24年の間、森林吸収源十カ年対策の実行を担保することとして、一昨年「間伐等の実施に関する特別措置法」を制定の上、必要な予算額が確保されたところであります。が、また、昨今の経済不況に対処するため、緊急経済対策や緊急雇用対策の大型の補正予算を加え、間伐等の森林整備を強力かつ加速的に推進中であります。

当組合としましては、このような諸情勢を踏まえ、管内の生育途上にあるスギ・ヒノキ人工林の質的な充実と健全化のための森林施設、成熟しつつある森林資源が循環利用できる新たな仕組みづくりの確立を最重要な課題として引き続き取り組むほか、

森林の総合利用施設の管理運営、美祢市が進めておられる「美しい山づくり事業」を支援し、荒廃森林の再生により発生する竹材などを有用なものとするため、組合員所

有山林からの林産物の安定的な供給ができるよう条件整備に努めた結果、事業総売上は、当初計画4億1,700万円を上回る4億2,900万円の実績を上げること

が出来ましたが、税引前当期純利益はことのほか厳しい経営環境を反映して710万円に止りました。

一方、事業管理費については、当初計画1億7,800万円に対して、1億6,600万円に止めることができました。

また、機関造林等の請負事業の減少に対するため、組合員の皆様方からの受託造

林事業に引き続き最大限の努力を傾注した結果、合併以来過去3番目となる1億4,000万円余りのご利用をいただき、組合員各位のご理解とご協力に対し、心から厚くお礼申し上げます。

なお、平成18年4月から旧秋芳町より受託管理してきました秋吉台家族旅行村につ

きましては、本年3月をもって終了させていただきましたが、この間のご支援・ご協

力に対し、重ねて厚くお礼申し上げます。

以上のような事業が遂行できましたのも、県並びに市、森林総研、公社、県森連をはじめ、組合員各位のご理解とご協力の賜であります。衷心より厚くお礼申し上げます。

このほか厳しい経営環境に対処するため、今後とも時代の変化に対応できる経営改革を必要に応じて行って参りたいと考えていますので、組合員各位の何分のご理解とご協力をお願いいたします。

第12回 通常総代会提出議案

第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	付帯決議
平成21年度役員報酬の決定について	平成21年度事業計画の設定について	第3号議案	平成21年度役員報酬の決定について	平成21年度における貸付金の利率並びに組合員に対する貸付金額の最高限度額の決定について	平成21年度造林補助金事務取扱手数料率の決定について	第5号議案	平成21年度における貸付金の利率並びに組合員に対する貸付金額の最高限度額の決定について	第7号議案	第1号議案
1. 理事の報酬は、総額80万円以内とし、各理事の報酬額はその範囲内において理事会に一任する。	2. 監事の報酬は、総額900万円以内とし、各監事の報酬額はその範囲内において監事会に一任する。	3. 役員報酬の支払いについては、理事会に一任する。	2. 平成21年度役員報酬の決定について	1. 平成21年度における貸付金の利率並びに組合員に対する貸付金額の最高限度額の決定について	2. 1組合員に対する貸付金額の最高額は100万円とする。	1. 貸付金利率の最高限度額は7%とする。	1. 貸付金利率の最高限度額は7%とする。	1. 貸付金利率の最高限度額は7%とする。	1. 平成21年度造林補助金事務取扱手数料率の決定について
2. 平成21年度事業計画の設定について	3. 監事の報酬は、総額80万円以内とし、各監事の報酬額はその範囲内において監事会に一任する。	3. 役員報酬の支払いについては、理事会に一任する。	3. 平成21年度における貸付金の利率並びに組合員に対する貸付金額の最高限度額の決定について	2. 1組合員に対する貸付金額の最高限度額は7%とする。	2. 1組合員に対する貸付金額の最高限度額は7%とする。	2. 1組合員に対する貸付金額の最高限度額は7%とする。	2. 1組合員に対する貸付金額の最高限度額は7%とする。	2. 1組合員に対する貸付金額の最高限度額は7%とする。	2. 1組合員に対する貸付金額の最高限度額は7%とする。
1. 平成21年度役員報酬の決定について	2. 平成21年度事業計画の設定について	3. 監事の報酬は、総額80万円以内とし、各監事の報酬額はその範囲内において監事会に一任する。	1. 平成21年度における貸付金の利率並びに組合員に対する貸付金額の最高限度額の決定について	2. 1組合員に対する貸付金額の最高限度額は7%とする。	2. 1組合員に対する貸付金額の最高限度額は7%とする。	2. 1組合員に対する貸付金額の最高限度額は7%とする。	2. 1組合員に対する貸付金額の最高限度額は7%とする。	2. 1組合員に対する貸付金額の最高限度額は7%とする。	2. 1組合員に対する貸付金額の最高限度額は7%とする。

森林を伐採される際は、必ず伐採届の提出及び保安林伐採許可申請手続を行ってください。

違法伐採対策への取り組みについて

我が国の木材消費量の約8割は海外から輸入されていますがその中には違法に伐採されたものが含まれているといわれており、世界的な環境問題となっています。

日本政府はその対策として、グリーン購入法に基づき国機関が調達する木材・木製品については合法木材を優先する措置を導入しています。

森林関係の法令に基づいた手続きをする必要があります。

● 保安林及びその他の制限林に指定されている森林を伐採される場合は、山口県美祢農林事務所(森林部)へ申請書を提出して、許可等を受けてください。

● それ以外の森林(普通林)の場合は、原則として地元の市担当課へ伐採届出書を提出して受理通知書等の交付を受けてください。

● 森林組合に伐採作業を依頼された場合は、組合がこれらの手続きを行います。これら関係法令に基づき合法的に伐採されたことが証明できる木材のことをお問い合わせください。

カルスト森林組合は合法木材を取り扱っていますので、ご理解・協力を願いします。詳しくは組合へお問い合わせください。

10月10日 第5回 美秋木材まつり 開催決定!

本年も美秋木材まつりを下記日程で開催いたします。
木工体験ほかたくさんの楽しいイベントを用意して
皆さまのご来場をお待ちしております!

日時 平成21年10月10日(土) 10:00~

場所 カルスト森林組合本所・サンワーク美祢周辺

MENU

- ★木工・竹細工体験コーナー
- ★林産物等の販売、バザー
- ★竹ビニールハウス展示
- ★エンソーアート 他多彩に!



美東支所 事務所移転のお知らせ

9月4日(金)より、下記へ移転しましたのでお知らせいたします。

美祢市美東町大田6170番地1
美祢市美東センター(旧美東町民センター)1階



新規・間伐を実施された皆様へ

水害

森林国営保険は、自然災害のリスクからあなたの大切な財産を守ります。

被害を受けられた皆様に被災を受けられた皆様に

この度の7月豪雨で甚大な被害が発生しております。組合でも巡回実施しておりますが、お気付きの箇所に對しては、森林国営保険に加入しています。

補助事業で施業を実施した山林に対しては、森林国営保険に加入しています。

お見舞い申し上げます。

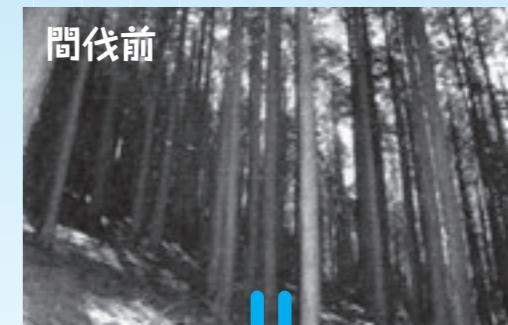
現地を調査し、該当すれば保険金の対象となります。

間伐をしよう!

造林補助制度の概要

間伐の補助の対象となる森林は?

- 面積: 1施業地 0.1ha以上
- 林齢: スギ・ヒノキ人工林11年生~35年生
(森林施業計画作成箇所は60年生まで)



どれくらい費用かかるの?

間伐作業には、国や県から最大9割が補助され、1町(1ha)当たり20,000円~30,000円の負担金で財産価値の高い森林に生まれ変わります。

補助金を受けるためには?

補助金の申請事務や検査等の事務手続きが必要になりますが、森林組合が事務の代行をします。
手順としては、下記の2つの方法があります。

①森林組合に作業を委託する場合



②森林所有者が自ら作業を実施する場合





編集後記

2009 vol.20(年2回発行)

森林は「緑のダム」とも呼ばれるように、水を貯え浄化するほか、土砂崩れを防ぐ働きをし、また、温暖化を防止するなど様々な働きもしています。

私達が育てている森林の働きは、すぐに効果が現れにくいものですが、一人ひとりが水源の保全に关心を持って欲しいと思います。



カルスト森林組合

〒759-2212 山口県美祢市大嶺町東分418番1
TEL.0837-52-3332/FAX.0837-52-2587

